

お知らせ

平成26年8月14日より8月17日まで夏期休暇とさせていただきます。
期間中ご迷惑をお掛け致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

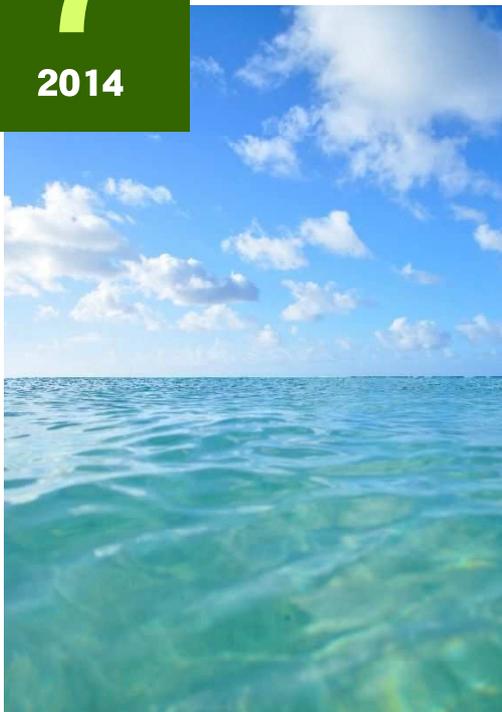
NEWS LETTER

7月の祝日といえば「海の日」です。もともとは「海の記念日」という日でしたが、1996年からは国民の祝日「海の日」となり、今年でもう18年目を迎えます。早いものですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

7

2014



- 初年度で最大100%償却が可能な投資税制
- 有期契約労働者等の正社員転換や人材育成に活用できる助成金

■ 開業10周年を迎えて

初年度で最大100%償却が可能な投資税制

初年度で最大100%償却できる設備投資税制が創設いたしました。その名は、「生産性向上設備投資促進税制」です。

■ 制度の概要

この制度は、平成26年1月20日から平成29年3月31日までに対象設備を取得等し、かつ事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除を選択適用することができます。特別償却では、最大で取得価額全額を事業供用年度で償却することができます。税額控除では、最大で取得価額の5%（中小企業投資促進税制が適用できる場合には、10%）を税額から控除できます。

対象設備は、A類型（先端設備）とB類型（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）に分けて判断します。A類型は対象設備の種類毎に用途又は細目が定められているため限定的ですが、B類型は定められていないため間口が広いといえます。ただし、ABいずれも本社建物等や中古資産は対象外です。

また、対象設備の種類毎の取得価額はAB共通しており、次のとおりです。

設備種類	取得価額
機械装置	単品160万円以上
工具及び器具備品	単品120万円以上 (単品30万円以上の複数合計で120万円以上となる場合も含む。)
建物・構築物(構築物はB類型のみ対象)	単品120万円以上
建物附属設備	単品120万円以上 (単品60万円以上の複数合計で120万円以上となる場合も含む。)
ソフトウェア	単品70万円以上 (単品30万円以上の複数合計で70万円以上となる場合も含む。)

※単品とは、機械装置、工具、器具備品においては1台または1基、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェアにおいては1の設備を指す。

手続きとして、A類型は工業会等からの証明書が必要です。一方、B類型は投資利益率が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上）となる投資計画を作成して税理士等の確認を受けた上で、経済産業局の確認を受ける必要があります。この経済産業局の確認は、対象設備の取得等の前に受けなければなりません。そして、その後も原則として3年間は、投資計画の履行状況を経済産業局へ報告します。

この制度は、青色申告者である法人又は個人事業者が適用できます。業種や業態、規模による制限はないため、幅広く活用できる制度です。設備投資をお考えの際には、当事務所へ早めにお知らせいただきますよう、お願い申し上げます。



有期契約労働者等の**正社員転換**や 人材育成に活用できる**助成金**

有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む事業主を支援するための助成金について、平成26年3月より一部助成額などが拡充されています。そこで今回は、比較的活用しやすいキャリアアップ助成金についてご紹介しましょう。

■ 正規雇用等転換コース

これは、正規雇用等に転換又は直接雇用する制度を規定し、有期契約労働者を正社員に転換した場合等に助成されるものです。具体的に対象となる者としては、有期労働契約期間が通算して6ヶ月以上（無期雇用に転換する場合は6ヶ月以上3年未満）の有期契約労働者や、雇用期間が6ヶ月以上の無期雇用労働者等になります。

今回の拡充により、①と③については平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間、助成額が引き上げられています。

- ①有期→正規：1人当たり50万円（40万円）
- ②有期→無期：1人当たり20万円（15万円）
- ③無期→正規：1人当たり30万円（25万円）

- ・（）は大企業の額
- ・1年度1事業所当たり15人まで（②は10人まで）
- ・対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円②5万円③5万円を加算
- ・平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合、1人当たり10万円を加算（加算額は中小企業・大企業ともに同額）

■ 人材育成コース

これは、有期契約労働者等に一般職業訓練（Off-JT）又は有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJTを組み合わせたもの）を行った場合に助成されるものです。

助成内容としては賃金助成と経費助成があり、今回の拡充により、Off-JTについて訓練時間数200時間以上の場合の経費助成額が引き上げられています。助成額をまとめると下表のとおりとなります。

企業規模	賃金助成 1人1時間 当たり	Off-JT 経費助成			OJT 賃金助成 1人1時間 当たり
		訓練時間数が 100時間 未満	100時間 200時間 未満	200時間 以上	
中小企業	800円	10万円	20万円	30万円	700円
大企業	500円	7万円	15万円	20万円	

※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円

これらの助成金を受給するためには、雇用保険適用事業所ごとにキャリアアップ管理者を置き、対象労働者についてキャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受ける必要があります。またキャリアアップ計画は、原則、コース実施の前日から起算して1ヶ月前（訓練計画開始の日の前日から起算して1ヶ月前）までに提出することになっています。

上記の内容のほか、さまざまな要件が設けられていますので、助成金の活用を検討されている場合は詳細情報を確認しておきましょう。

開業 10 周年を迎えて

【ご挨拶】

本年7月1日をもちまして、弊所は開業10周年を迎えることができました。これもひとえに皆様のご厚情の賜物と存じ上げる所存でございます。本当にありがとうございます。

さて、10年ひと昔と申しますが、当時は小泉総理大臣の時代でありました。竹中平蔵金融大臣のもと銀行の不良債権処理が積極的に行われ、民事再生などの法的整備も進み「事業再生」や「ハゲタカファンド」などといった言葉が流行り出したのもその頃でした。税務顧問先が3件しかなかった私はまさに食べるために再生の仕事に携わりました。そこで感じた疑問があります。「会社経営とは何なのか」。

事業再生の現場で出会った社長様は皆「いい人」でした。この社長の何が悪くて会社を倒産の危機にまで追いやってしまったのか。この10年間は自らの事務所経営を通じて、会社経営の正体を探し続けた10年間であったのではないかと思います。

現在「私たちは、崇高な理念を有する経営者が新たな価値を創造するための良きパートナーであり続けることを目的とする。」という経営理念のもとに、職員一同顧問先様のお役にたてるよう自問自答しながら業務にいそしんでおります。顧問先様をとりまく経済環境が目まぐるしく変化する昨今において、顧客ニーズが「申告書作成代行」のみであるはずはないという思いからです。

顧問先様が1年でも長く経営を続け、社会的責任を果たせていけるよう20年、30年と税理士業務を続けてまいる所存でございます。当初の疑問についての答えを見つけることができたか否かは業歴で証明するしかなさそうです。今後ともなお一層の御指導ご鞭撻を宜しくお願い申し上げます。

平成26年7月10日

岡村税理士事務所

所長 岡村景明



岡村税理士事務所 / (株)プラス・アルファ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

お近くにお越しになられた際は、お気軽にお立ち寄りください。

